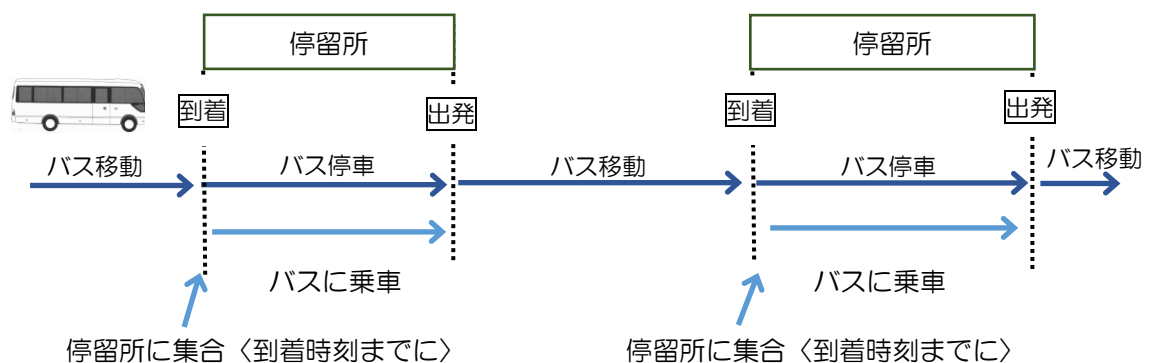


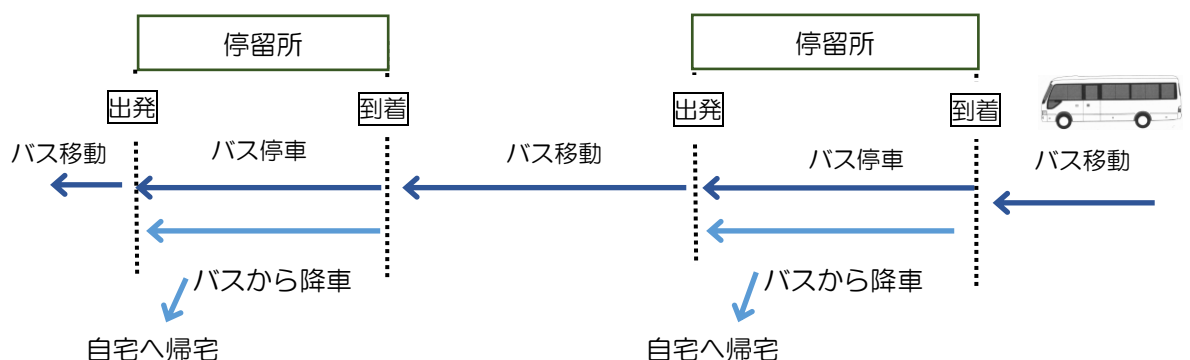
スクールバス利用にかかる注意事項について（保護者）

- （１）スクールバス利用申込書（規程様式第１号）は、在学中、毎年度、学校を経由して教育委員会に提出していただきます。（申込書は、毎年度実施する「スクールバスの運行に関する説明会」で配布します。）
- （２）スクールバスの利用を変更、停止、もしくは休止する場合は、１０日前までに、スクールバス利用変更・停止・休止届（規程様式第２号）を、学校を経由して教育委員会に提出してください。
- （３）スクールバスの利用にあたっては、申込書等に記載した利用区分にしたがい、利用を申し込んだ停留所を必ず利用してください。
- （４）児童数の推移を見込み、停留所の数、場所、運行コースの見直しを検討します。
- （５）停留所には、看板は設置しないこととします。
- （６）スクールバスは、時刻表（別途配布）に表記された時刻に到着するように運行します。決められた停留所に、バス到着時刻までに集合してください。

【イメージ図・登校時】

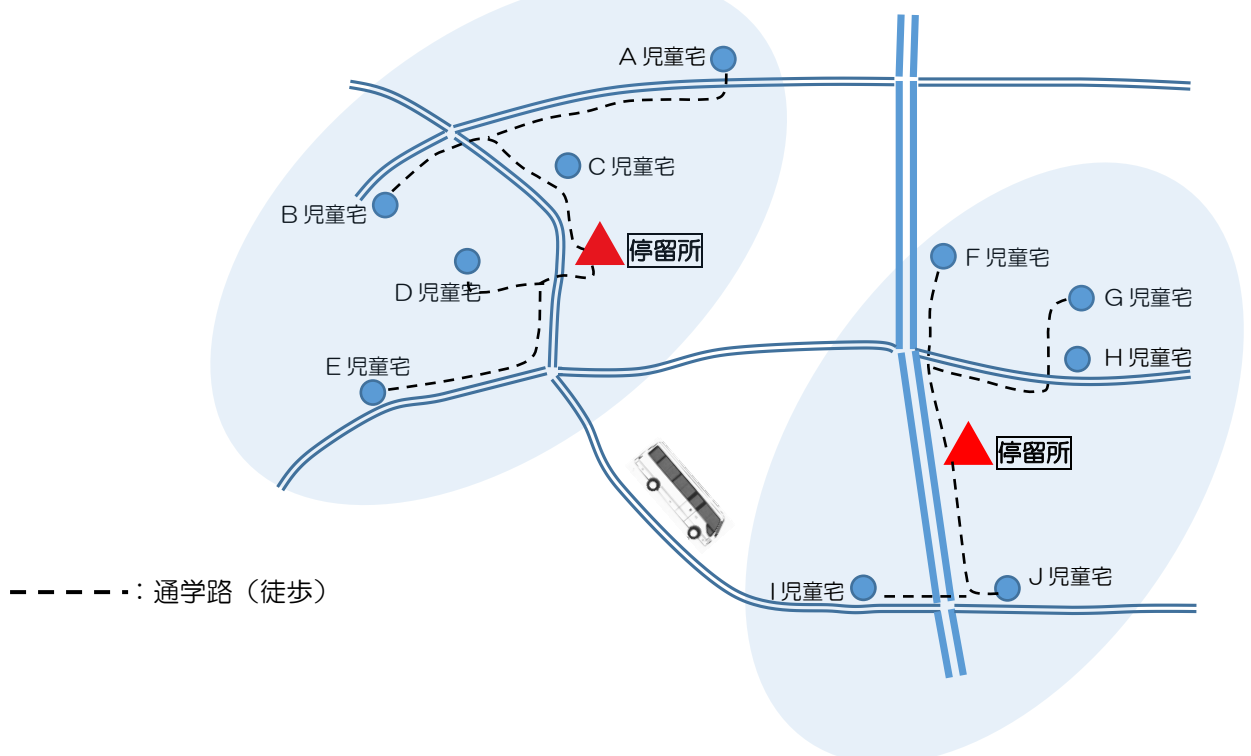


【イメージ図・下校時】



- (7) スクールバスに乗り遅れることがある場合（遅刻）は、保護者の責任で、児童を学校まで送り届けてください。
- (8) 道路事情によりスクールバスの到着が遅れる場合があります。予めご了承ください。
- (9) 雨や雪の日だけ、バスを利用するというような一時的利用はできません。
- (10) スクールバスは運転手1人で運行し、添乗員等は付きません。自らスクールバスの乗降ができず介助者や付き添いが必要な児童は利用できません。
- (11) 児童が自宅と停留所までの間を行き来する際、あるいはスクールバスに乗降する際には、保護者において児童の安全確保に努めることを基本とします。
- (12) 停留所ごとに通学班を編成し、高学年を中心とした集団行動を原則とします。
なお、少人数で高学年がいない場合は、保護者が安全に通学させ、スクールバスに乗降できるようにしてください。

【イメージ図（自宅から停留所まで）】



- (13) 事前にスクールバスを利用しない場合（欠席・遅刻等）ことが決まっている場合は、保護者が前日までに学校までご連絡ください。
- (14) 当日、スクールバスの運行が中止になる場合（休校）の連絡は、教育委員会から保護者に対して、メール等にて、至急、連絡します。
- (15) 事前にスクールバスの運行時刻の変更（時差登校・繰上げ下校など）が決定している場合は、前日までに、学校から保護者に対して、連絡メール等で連絡します。
- (16) スクールバス時刻表は、別途、毎月、町ホームページに掲載することとします。
- (17) スクールバスを安全に運行するため、いくつかの決まりごとを設けています。保護者からもお子様に対して必ず守るようご指導ください。「スクールバス通学10のやくそく」を参照してください。